

令和3年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(9月8日提案分)

総務局

目 次

	ページ
1 職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表	1
2 神奈川県県税条例 新旧対照表	3

1 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）新旧対照表

改正	現行
<p>第1条～第46条（略） （警察業務手当）</p> <p>第47条 警察業務手当は、職員（第2号に掲げる業務にあつては第18号に掲げる業務に係る手当を受けている者を除き、第5号に掲げる業務にあつては警察第一機動隊等に勤務する職員（航空機の操縦業務に関し月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。）で人事委員会規則で定めるもの）に限り、第8号の2に掲げる業務にあつては警察署等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの）に限り、第16号及び第16号の2に掲げる業務にあつては行政職給料表（1）の適用を受けている者に限り、第18号に掲げる業務にあつては、当該業務を本務とする者に限る。）が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>（1）・（1）の2（略）</p> <p>（2）銃器若しくはクロスボウ（以下この号において「銃器等」という。）若しくは銃器等の疑いのある物を使用し、若しくは銃器等を所持する被疑者の逮捕等の業務又は刀剣類その他人事委員会規則で定めるものを使用する被疑者の逮捕の業務で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>（3）～（18）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第48条～第50条（略）</p> <p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（保健福祉業務等従事手当の特例）</p>	<p>第1条～第46条（略） （警察業務手当）</p> <p>第47条 警察業務手当は、職員（第2号に掲げる業務にあつては第18号に掲げる業務に係る手当を受けている者を除き、第5号に掲げる業務にあつては警察第一機動隊等に勤務する職員（航空機の操縦業務に関し月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。）で人事委員会規則で定めるもの）に限り、第8号の2に掲げる業務にあつては警察署等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの）に限り、第16号及び第16号の2に掲げる業務にあつては行政職給料表（1）の適用を受けている者に限り、第18号に掲げる業務にあつては、当該業務を本務とする者に限る。）が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>（1）・（1）の2（略）</p> <p>（2）銃器若しくは銃器の疑いのある物を使用し、若しくは銃器を所持する被疑者の逮捕等の業務又は刀剣類その他人事委員会規則で定めるものを使用する被疑者の逮捕の業務で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>（3）～（18）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第48条～第50条（略）</p> <p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（新規）</p>
<p>3 職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限る。）であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に係るワクチンの接種の業務に従事した場合における保健福祉業務等従事手当の支給については、第6条第1項中「困難な業務」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種の業務」と、「月額で特殊勤務手当の支給を受けている者、」とあるのは「、」と、</p>	

2 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第81条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～43（略）</p> <p>（水源環境の保全及び再生に係る個人の県民税の税率の特例）</p> <p>44 水源環境の保全及び再生に資する事業の充実に図るため、<u>令和4年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税について、次の各号に定めるところにより、税率の特例措置を講ずる。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 均等割の税率は、第11条及び附則第7項の規定にかかわらず、1,800円<u>（令和6年度から令和8年度までの各年度分にあつては、1,300円）</u>とする。</p> <p>45（略）</p>	<p>第1条～第81条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～43（略）</p> <p>（水源環境の保全及び再生に係る個人の県民税の税率の特例）</p> <p>44 水源環境の保全及び再生に資する事業の充実に図るため、<u>平成29年度から令和3年度までの各年度分の個人の県民税について、次の各号に定めるところにより、税率の特例措置を講ずる。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 均等割の税率は、第11条及び附則第7項の規定にかかわらず、1,800円_____とする。</p> <p>45（略）</p>